

特別養護老人ホーム グッドライフ粕屋 サービス料金表

I 介護保険給付対象費用

(1) 要介護度ごとの費用

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 (日)	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
1日負担額 (1割負担)	670 円	740 円	815 円	885 円	954 円
月額負担額 (1割負担)	20,088 円	22,184 円	24,433 円	26,559 円	28,622 円

※ 1単位あたり地域単価 (6級地) 10.27円、1ヶ月を30日として計算しています

(2) 各種加算

施設の実施体制に応じて以下のような別途、加算料金がかかる場合があります。

加算項目	単位	1日負担額	月額負担額	加算項目	単位	1日負担額	月額負担額
日常生活継続支援加算	46/日	47 円	1,417 円	個別機能訓練加算 I	12/日	13 円	370 円
看護体制加算 I	6/日	6 円	185 円	介護職員処遇改善加算 I	合計単位数に8.3%を乗じた金額		
看護体制加算 II	13/日	13 円	401 円	介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数に2.7%を乗じた金額		
口腔衛生管理加算 I	90/月	—	93 円				

※ 上記以外の加算を算定する場合があります。

(3) 一月当たりの介護保険自己負担額 ※ (2) に記載の加算を取得した場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一月当たりの単位数	24376 単位	26640 単位	29071 単位	31369 単位	33599 単位
月額サービス利用料金	250,341 円	273,592 円	298,559 円	322,159 円	345,061 円
自己負担額 (1割負担の場合) ※	25,035 円	27,360 円	29,856 円	32,216 円	34,507 円

※ 介護保険負担割合証に応じ負担割合が変動します。

II 介護保険給付以外費用

(1) 居住費・食費

利用者負担段階		居住費	食費	1日負担額	月額負担額
第4段階	住民税課税世帯の方	2,006 円	1,445 円	3,451 円	103,530 円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円超の方	1,310 円	1,360 円	2,670 円	80,100 円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	1,310 円	650 円	1,960 円	58,800 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820 円	390 円	1,210 円	36,300 円
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者の方 ・生活保護を受給されている方	820 円	300 円	1,120 円	33,600 円

(食費内訳：朝/ 395 円 昼/ 550 円 夕/ 500円)

III 一月当たりの負担額合計

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	128,565 円	130,890 円	133,386 円	135,746 円	138,037 円
第3段階②	105,135 円	107,460 円	109,956 円	112,316 円	114,607 円
第3段階①	83,835 円	86,160 円	88,656 円	91,016 円	93,307 円
第2段階	61,335 円	63,660 円	66,156 円	68,516 円	70,807 円
第1段階	58,635 円	60,960 円	63,456 円	65,816 円	68,107 円

- 入院・外泊時であっても、お部屋を確保している場合、居住費はご負担いただくこととなります。減免対象者 (第1～第3段階) の方は外泊時費用算定時は通常の負担限度額、その他の期間は2,006円/日をご負担いただきます。
- 上記負担額で示した料金と実際の請求額は端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。
- その他、理美容代、嗜好品、個人的に関わる教養娯楽費については実費負担となります。
- 施設に預り金管理を希望される場合は、出納管理費として50円/日をご負担いただきます。
- 介護保険給付対象費用は、介護報酬の改定により変更となる場合があります。

※ 上記の他に個人の状況に応じて以下のような加算料金がかかる場合があります。

- ・初期加算 (30 単位) 入居開始後又は1ヵ月以上入院後の30日間
- ・外泊時費用加算 (246単位) 1ヶ月最大6日間、月をまたいだ場合は最大連続12日間
- ・療養食加算 (6単位/回) 医師の指示による食事箋に基づき食事を提供した場合